

## 第4章 推進組織の役割とあり方

### 4-1 協議会活動における委員会及び各地区推進組織の役割

今回、「取組方針」に示した方向性には、協議会が主体となり地域全体を巻き込んで推進すべき取組に加え、各市町村や地区等で主体的に実施すべき取組も含まれています。民俗芸能の意義や形態、保存・継承や担い手確保のあり方に対する意識は、各民俗芸能の実態により様々であり、ひとまとめにして論じるべきものではありません。

我々は、それぞれの民俗芸能が有する価値観や多様性を尊重し、民俗芸能団体や地区住民の主体的な判断を基本としなければなりません。結果として、地区間で判断が異なることも当然であり、地域全体の取組を進める上では、この点に十分な留意が必要です。

併せて、我々がこれから進めようとしている民俗芸能の継承活動は、受け継がれてきたしきたりや意義などの守るべき本質を尊重しながら、環境に応じた変化を受容し、必要に応じて新しい試みを取り入れていくものです。継承意識の醸成や外部支援の受入からその有効活用に至るまで、受け継ぐものと新たに試みるもの間のどこかに均衡点を見極めていくことが求められます。

図表 4-1-1

#### 見極めるべき均衡点(例)

今後も受け継ぐもの	項目	新たに試みるもの
守るべき本質 (しきたり・真意など)	民俗芸能のあり方	環境に応じた変化の受容
責任・義務の伝達	継承意識の醸成	悦び・愉しみの発信
出身者・血縁者等に限定	外部支援の受入	広く理解者を受容
日常生活・コミュニティ活動としての側面	有効活用	交流(観光)資産としての側面

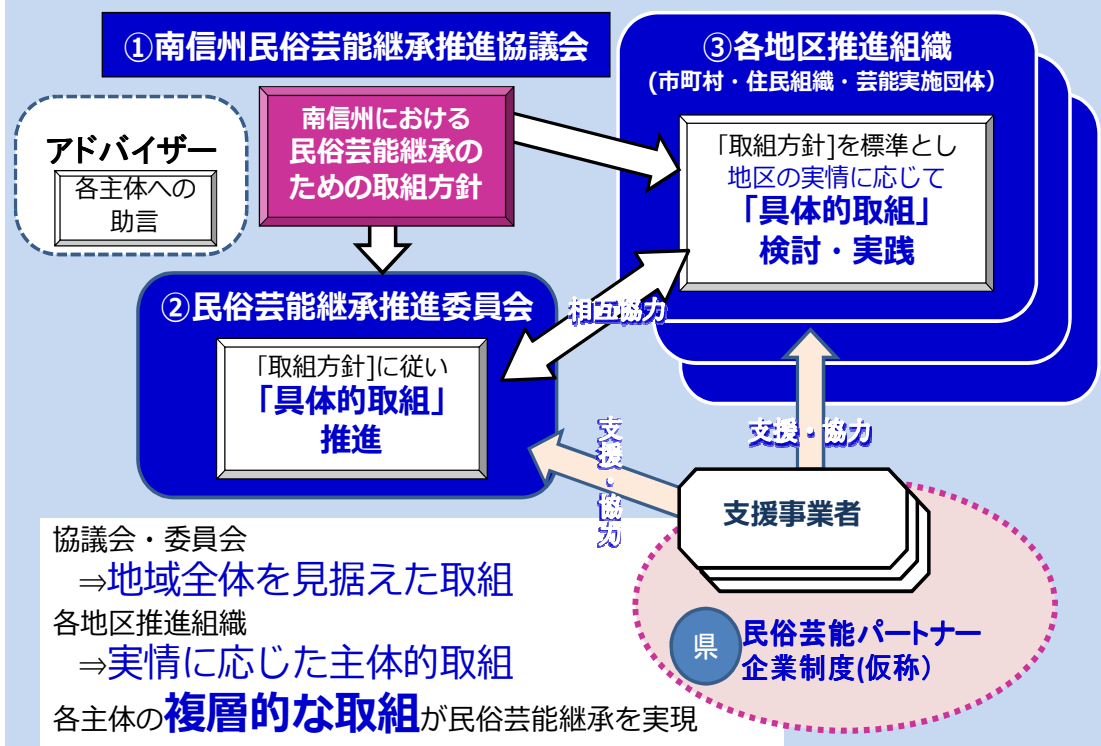
その上で、各地区等が主体性を持ち、実情に応じて前述の**方向性1～9**などを参考に、可能な取組を組み合わせることで人材の確保と育成に努めていくことが大切であり、それぞれの地区単位での民俗芸能団体、地区住民、行政などの関係者の連携・協働が求められます。

そのため協議会では、内部組織として全体の推進役である委員会のほか、各地区等における具体策の検討や実践を担う地区推進組織の設置を想定しており、委員会がこれを支援することとしています（P 9、図表 1-4-1 参照）。

各市町村や各地区等には、この地区推進組織の立上げによる積極的な取組が求められます。協議会の目的達成のためには、民俗芸能団体、行政機関など関係するすべての者の連携・協働の上に、地区推進組織と委員会による複層的な推進体制を整え、地域を挙げた取組を展開していくことが必要です。

図表 4-1-2

協議会・委員会と地区推進組織の役割



#### **4－2 継続した取組の必要性と将来的な推進組織のあり方**

今回立ち上がった協議会の取組は、短期間で成果が上がるものではなく、10年後、20年後を見据えて息の長い地道な活動が求められます。県が支援する3年間限りで終了してしまっただけでは目的の達成は叶わないでしょう。

効果的で息の長い事業展開を図るためにも、県の支援期間終了を見据え、その後の事業対象の範囲や組織のあり方、さらに継続のための財源確保の方策などについて、先進事例でも挙げた組織のNPO法人化や民間主導による事業展開等も含め検討していく必要があります。

## 第5章 継承することの意義と今後の活用

### 5-1 民俗芸能の継承が担う役割

我々が民俗芸能をなぜ継承しなければならないのかについては、冒頭でも述べたとおり、まず第一点として、当地域にとって民俗芸能が他の地域には無い当地域の“誇るべきもの”であり、リニア時代の地域づくりに活かすべき“貴重な資産”であるという点です。

一方で、小規模集落にとって小さくない負担にも関わらずこれまで多くの民俗芸能が伝承されてきた事実は、その存在自体が住民の結束を強固なものとし、コミュニティ存続の原動力になってきた側面をも伝えています。コミュニティの維持が民俗芸能の継承に不可欠な一方で、民俗芸能の存在がコミュニティの活力でもあり、そこには相互補完の関係があるといえます。つまり、民俗芸能の継承は、中山間小規模集落のコミュニティを今後も維持していくために必要な条件でもあります。

我々は南信州の民俗芸能が持つ、新たな地域づくりを開拓するための資産としての役割と、古から続く地域コミュニティを将来に繋ぐ結び目としての役割の二面性を認識した上で、その「醍醐味（真の価値）の普及と共感（響感）の輪の拡大」を推進する必要があります。

### 5-2 リニア時代への有効活用とその課題

“貴重な資産”である南信州の民俗芸能を継承していく先には、これをいかに地域づくりに取り込み、活用していくかという視点が求められます。未来に活用していくには南信州の民俗芸能を、それを取り巻く自然環境や衣食住などの生活文化と共に、内外の誰もが認める“地域ブランド”として育成し、発信し、交流人口拡大に繋げていく戦略的取組が必要になります。

一方で、交流人口拡大の方向に対しては、民俗芸能が単なる娯楽ではなく、その風土や日常生活の上に成り立つ生活文化であることに留意が必要です。豊かな自然や人の営みの全てが融合し育まれてきた南信州の“日本の農山村文化の原風景～日本のニッポン～”としての魅力を活かさなければなりません。単なる観光としてではなく、地域固有の、そして日本の“伝統文化の学びの場”として広く発信し、それを目的に訪れる人々をどのようにして迎え入れていくのかという視点が求められます。

なお、今回の「取組方針」の主眼は継承策の提示であるため、将来への活用のあり方には検討が及んでいません。効果的な活用策についても今後地域全体で議論していくことが求められます。

## 終 わ り に

民俗芸能を伝承する現場の状況は様々であり、その継承に対する危機感や不安の程度にも違いがありますが、ひとつ言えることはいずれの芸能も手をこまねいていれば、遅かれ早かれ近い将来に継承の危機を迎える可能性は極めて高いということです。

我々は今回、協議会を立ち上げ、関係者の共通認識の下に継承のための活動の一步を踏み出すことができました。ここに取りまとめた「取組方針」に基づき協議会による積極的な事業展開が図られることに加え、各主体がそれぞれの立場でその趣旨を十分にくみ取り、実情に応じた積極的な取組を展開されることが何より求められます。

これら地道な取組の成果により、“南信州の民俗芸能”が10年後、20年後に着実に受け継がれ、その魅力が広く普及し、さらにはリニア時代における地域づくりの中核として大いに活用されることを願うところです。

なお、今回の「取組方針」は、さらに検討していくべき事項を含んでいるほか、今後の事業進捗に応じて随時見直しを図っていくことが必要であり状況に応じてより良いものに改定していくことが求められます。

